令和４年台風15号に伴う災害で被災された方のために

住宅の応急修理制度　Q&A

静岡県

R4.9.29更新

目　　次

Q-１　【制度について】・・・・・・・・・・・・Ｐ２

Q-２　【対象者について】・・・・・・・・・・・Ｐ６

Q-３　【他の制度との関係について】・・・・・・Ｐ８

Q-４　【補助対象について】・・・・・・・・・・Ｐ９

○応急修理関係質疑応答

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質疑 | 回答 |
| Q-1 【制度について】 | | |
| 1 | 応急修理とはどのような制度ですか。 | 令和４年台風15号に伴う災害により、「大規模半壊」の住家被害を受けた者又は「半壊」、若しくはこれらに準ずる程度（損壊割合10％以上、20％未満（以下「準半壊」。）の被害認定を受けた世帯に対し、災害救助法に基づき、被災した住宅の屋根や台所・トイレ・風呂など日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町が業者に修理を依頼し、その費用を市町が直接業者に支払う制度になります。（限度額があります。） |
| 2 | 住宅の応急修理制度の対象となる市町はどこか。 | 災害救助法適用市町(沼津市、三島市、裾野市、御殿場市、富士宮市、富士市、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、清水町、長泉町、吉田町、川根本町、森町)が対象となります。 |
| 3 | 「半壊、半焼」及び「大規模半壊」と認定されなければ、住宅の応急修理制度は利用できないのか。 | 住宅の応急修理制度は「準半壊」「半壊、半焼」又は「大規模半壊」の被害認定を受けた住家が対象となっていますが、「全壊」の認定を受けた住家についても、修理により居住が可能となる場合は対象となりえますので、市町にご相談ください。なお、「一部損壊」の認定を受けた住家は対象となりません。 |
| 4 | 全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。 | 全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能であれば、応急修理の対象とすることが可能な場合がありますので、市町にご相談ください。 |
| 5 | 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊かどうかは、どのように確認するのか。 | り災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 |
| 6 | 費用の限度額はいくらですか。 | 準半壊は31万8千円  大規模半壊、半壊は65万5千円  ※全壊の場合でも、応急修理を実施することで居住が可能である場合は対象になります。詳しくは市町にお問い合わせください。 |
| 7 | り災証明の交付を受けなければ、受付や修理工事に着手できないのか。 | 原則として、り災証明等の書類は、修理申し込み時に提出いただく必要がありますが、場合によっては工事完了報告までに提出することも可能です。ただし、工事完了報告までにこれらの書類が提出いただけない場合は、住宅の応急修理制度の対象（半壊以上の被害）として見なされない場合がありますのでご注意ください。 |
| 8 | 全体の修理費用が、住宅の応急修理制度の1世帯あたり限度額を超える場合、この制度の適用は受けられないのか。 | 全体の修理費用が住宅の応急修理制度の1世帯あたり限度額を超える場合であっても、本制度は活用できます。この場合、各工事費目(消費税込)の組み合わせで限度額以下となる部分が市町負担分であり、それを超える部分については、自己負担となります。  なお、自己負担分については、被災者生活再建支援制度の支援金を 活用することも可能です。 |
| 9 | 住宅の修理の見積を依頼したら、100万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。 | 被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第５号）を作成し、各市町窓口に提出してください。  なお、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。  修理総額100.0万円の場合  応急修理 65.5万円以内  （応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。）  自己負担 34.5万円以上 |
| 10 | 65万５千円以内あるいは31万8千円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。 | 修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。 |
| 11 | 住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。 | 修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。  ただし、内閣府告示（一般基準）の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。 |
| 12 | 建設型や賃貸型の応急仮設住宅に入居する場合は、住宅の応急修理制度の利用はできないのか。 | 原則、応急仮設住宅に入居する場合は、住宅の応急修理制度の利用はできませんが、応急修理の期間が災害発生の日から1ヵ月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方は、災害発生の日から原則6ヵ月以内に限り賃貸型応急住宅に入居することができる場合があります。 |
| 13 | 補助を受けた後に何年以上居住しないといけないなどの制約等はあるか。 | 居住期間の制限はありません。ただし、応急修理の趣旨を逸脱することはできません。(数か月しか居住しない場合などは対象となりません)。 |
| 14 | 住宅の応急修理を実施する際の業者はどのように決めればよいのか。 | 応急修理については、市町が工事を依頼することになるため、修理を依頼する業者の選定にあたっては、市町からリストをお受け取りいただき、市町と相談してください。  なお、先に修理業者を見つけている場合、利用可能かどうか、市町の窓口にご相談ください。 |
| 15 | 応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのか。  自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないのか。 | 応急修理登録業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。  ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。 |
| 16 | 住宅の応急修理申込書を提出する前に行った修理は、住宅の応急修理制度の対象とならないのか。 | 住宅の応急修理申込書を提出する前に行った修理であっても、工事代金の精算前の段階であって、かつ、住宅の応急修理制度の要件に適合（写真等で確認できる）するものであれば、住宅の応急修理制度の対象とすることが可能な場合があります。  市町の窓口にご相談ください。 |
| 17 | 現在は空き家となっているが、災害により被災し応急修理が必要な状態になったため、修理したいが、救助法の対象となるか。なお、修理後には家に住むことを希望している。 | 空き家は対象にはなりません。 |
| 18 | 一つの建物で、被災者の要望で設備工事と大工工事を別々の業者にお願いした場合（分離発注をした場合）でも、合わせて上限額まで制度の対象となりますか。 | 対象となります。災害救助法において、設定されているのは金額のみであり、契約件数を制限するものではありません。  例：一つの建物で、被災者の要望で設備工事と大工工事を別々の業者にお願いした場合、2社の合計金額が対象になります。  ※工事の優先順位としては、下記の順位（番号が高い方が優先、①が最優先）として下さい。  ①屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理  ②ドア、窓等の開口部の応急修理  ③上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理  ④衛生設備 |
| 19 | 応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。 | 住宅の応急修理は、応急仮設住宅に入居することなく、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。このため、原則応急仮設住宅と住宅の応急修理の併給はできません。ただし、応急修理の期間が災害発生の日から1ヵ月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方は、災害発生の日から原則6ヵ月以内に限り賃貸型応急住宅に入居することができる場合があります。 |
| 20 | 住宅の応急修理の完了期限が３ヵ月（国の災害対策本部が設置された場合には６ヵ月）とされているが、延長は可能か。 | 内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は３ヵ月（国の災害対策本部が設置された場合には６ヵ月）となっていますが、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣府と協議の上、特別基準により期間の延長が可能です。  その上で、被災者の最後の一人が応急修理を完了するまでは延長を継続する必要があります。 |
| 21 | 住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。 | 申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。  ①住宅の応急修理申込書（様式１号）  ②り災証明書  ③資力に関する申出書（様式２号）  また、市から受理通知書を受け取った後に、修理業者の見積書、工事施工前写真、工事完了後には、工事施工中、施工後の写真が必要になります。 |
| 22 | 応急修理の申請時に提出する「り災証明書」は、コピーでよいのか。 | コピーで差し支えありません。 |
| 23 | 見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。 | 工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。  図面の添付は必要ありません。  また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。 |
| 24 | 修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。 | 住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。  内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付いただくことは差支えありません。 |
| 25 | 借家等の所有者の資力の有無はどのように確認したらよいか。 | 単に所有者に申立書の提出を求めるだけではなく、　所得がなく、修理できない資力状況、災害に伴う保険金・共済金の受領がなく、所有者の資力では修理できないことを確認してください。 |
| Q-2 【対象者について】 | | |
| 1 | 現在居住している家の所有権を持っていないが、対象とすることはできるか。 | 所有者の同意（所有者が修理を行う資力がないことを確認）を得て、居住者が応急修理を行う（申込む）ことは可能です。  なお、賃貸住宅の場合は、大家の資力確認を確実に行うことが求められます。（家賃収入があるのでは、保険が支払われるのではなど） |
| 2 | 修理用の材料を購入し、自分で修理したいのだが、制度の対象になるか。 | 住宅の応急修理制度は、被災者の住宅の修理工事に係る費用を、市町が 修理工事を行った業者に対して支払うものであるため、被災者が自分で修理した場合は制度の対象とはなりません。 |
| 3 | DIYの材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。 | DIYは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。 |
| 4 | 分譲マンションについては、応急修理の対象となるのか。 | 被災世帯の専用部分及び廊下、階段等の共用部分(当該世帯の持分)が半壊以上であれば対象となります。  (厚労省通知(平成23年6月30日 社援総発 0630第1号)) |
| 5 | 複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。 | ①分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯主持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。  ②賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。  なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。 |
| 6 | 個人事業主の建設業者が、被災した自分の家を修理する場合、応急修理制度を適用できるか。 | 市町が指定できる業者であれば、適用できます。 |
| 7 | 2世帯住宅の場合は1世帯分の基準額となっているが、アパート等の場合、借家人が複数の場合はどうか。 | 集合住宅の場合は、世帯ごとの基準額となります。アパート等の借家の場合は、本来その所有者が修理を行うものですが、所有者が修理を行えず、居住者の資力をもってしては修理できない場合、所有者の同意を得て行うことは可能です。ただし、所有者が修理できない理由（資力がないなど）の整理が必要です。 |
| 8 | 住民登録をしている者の住宅でないと応急修理の申請はできないのか。 | 当該住家に居住していることが確認できれば、対象となります。(り災証明の発行が前提) |
| 9 | 公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしていても住宅の応急修理は可能か。 | 在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。  また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。  ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。 |
| 10 | 被災者の所得に関係なく対象となるのか。 | 世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。  ※ 平成28年5月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件は撤廃している。 |
| 11 | 単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。 | 今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。 |
| 12 | １階を店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。 | 住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、１階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。  ただし、１階の階段が壊れて２階の居住スペースに行けない、１階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。 |
| 13 | 住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。 | 世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。 |
| Q-3 【他の制度との関係について】 | | |
| 1 | 応急修理と公営住宅等の無償提供とは併給可能か。 | 公営住宅の利用が一時避難としての利用であるなら、応急修理を行うことは可能です。ただし修理完了後は公営住宅から退去する必要があります。 |
| 2 | 住戸は一つの世帯であるが、世帯員  の人数 (6人家族等)等、1世帯は応急修理、1世帯は仮設住宅など分かれて申し込みしていいか。 | 住宅の応急修理を実施した世帯は、応急仮設住宅の利用はできません。（ただし、応急修理の期間が災害発生の日から1ヵ月を超えると見込まれる者で、賃貸型応急住宅への一時的な入居を認められた場合を除く。） |
| 3 | 住戸は一つの世帯であるが、世帯員の人数(6人家族等)等、条件次第では2世帯分(2戸分)の申込が可能か。 | 2世帯以上で通常の1戸の住宅に居住していた場合は、原則として1戸とします。世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成している場合、応急修理は個別に申請できます。住宅の応急修理を実施した世帯は、応急仮設住宅の利用はできません。(2世帯以上の場合も同様。)（ただし、応急修理の期間が災害発生の日から1ヵ月を超えると見込まれる者で、賃貸型応急住宅への一時的な入居を認められた場合を除く。） |
| 4 | 災害救助法での応急修理補助と被災者生活再建支援法での建設補助を重複して受けることは可能か。 | 住宅の応急修理制度を利用した被災者でも、被災者生活再建支援制度を利用することはできます。なお、被災者生活再建支援制度の支援金を住宅の修理に充当することが可能ですので、住宅の応急修理制度とあわせてご活用ください。  災害救助法の応急修理を利用後、応急修理限度額を超える部分として、「補修の加算支援金」を受けた場合は、「建設・購入の加算支援金」を受けることができませんのでご注意ください。補修の加算支援金を受けていない場合は対象となります。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Q-4 【補助対象について】 | | |
| 1 | 住宅の応急修理制度の対象工事の具体的内容は何か。 | 下記を参照してください。  住宅の応急修理にかかる工事例 |
|  | 住宅の応急修理にかかる工事例  １ 典型的な応急修理の工事例  ①壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）  ②傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）  ③破損した柱梁等の構造部材の取替  ④壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）  ⑤壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）  ⑥壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）  ⑦壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）  ⑧壊れた給排気設備の取替  ⑨上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）  ⑩電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）  ⑪壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）  ２ 応急修理の基本的考え方  ①当該災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。  （例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）  ○壊れた便器の取り替え（暖房便座は可、洗浄機能等の付帯したものは不可）  ○割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）  ○浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）  ×壊れていない便器の取り替え  ×古くなった壁紙の貼り替え  ×古くなった屋根葺き材の取り替え  ②内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。  ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損個所である場合にのみ対象とする。  ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。  （例）×畳や壁紙のみの補修  ③修理の方法は代替措置でも可とする。  （例）○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設  ④家電製品は対象外である。  ・エアコン及びその室外機も対象外 | |
| 2 | 消費税は経費に含めていいか。 | 含めます。 |
| 3 | 応急修理に伴う解体は対象経費になると考えるが、解体のみの場合は対象となるか。 | 応急修理は、日常生活を営むことができるように、応急的に修理を行うものであり、解体のみの場合は対象になりません。 |
| 4 | 住宅は全壊等で居住することはできない場合に、居住者が自力で建設する仮設住宅の費用は対象となるか。 | 対象となりません。 |
| 5 | 住宅以外の建物(車庫や倉庫等)が大規模半壊等の場合、補助対象となるか。 | 災害救助法の応急修理は、住家のみが対象です。 |
| 6 | 敷地内の石垣部分の崩落について、住家の応急修理が適用できないか。 | 住家部分以外への適用はできません。 |
| 7 | 住家と一体的に利用されてきた敷地内の納屋・倉庫・車庫等は対象となるか。 | 対象になりません。対象は住宅棟のみです。 |
| 8 | トイレや台所が壊れており、同じ場所では使えない場合、他の場所に移築する費用は応急修理の対象となり得るのか。 | 対象となります。  ただし土砂で埋まって使えない等、同じ場所でできない理由を確認し、なぜ場所を変える必要があるのかを整理する必要があります。（写真等で説明できるように）  （単にリフォームとみなされるようなものは対象となりません。） |
| 9 | 床仕上げ材のフローリングについて、床破損個所の修理に伴うフローリング工事は応急修理の対象になるのか。  （フローリングが根太張り工法でフローリング自体が床構造となっている場合は対象と判断していますが…） | フローリング仕上げについては、住宅の一般的な床の仕上げ材であり、床破損個所の修理に伴う床仕上げ材の復旧となるフローリング工事は対象となります。 |
| 10 | 洗浄機能一体型のトイレが壊れた場合、同等のトイレに取替えできますか。 | この制度は日常生活に不可欠な最低限の応急修理を対象としているため、便器の取り換えについては、洗浄機能が付加された部分については対象外になります。（一体型（分離して計上できない場合）についてはこの制度の対象になりませんが、もともと付加機能がついていた便器であれば、もともとついていると写真や資料等で確認できれば、同程度の機能による修理は認めることとする。） |
| 11 | 住宅の１階と２階の両階にトイレがあり、１階のトイレが破損した場合、修理の対象となるか。 | １階にトイレがあり災害により破損したが、２階にもトイレがあり、差し当たって２階のトイレの使用が可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。また、２階のトイレと１階のトイレの交換も応急修理の対象となりません。 |
| 12 | 浸水した床下地について、洗浄・乾燥・消毒・防腐剤塗布などの対応で再利用できる場合、これらにかかる金額は対象となりますか。  また内壁について、浸水災害のため汚水等が流入し水が引いた後、臭気・汚れにより日常生活に耐えることができない場合、洗浄や消毒およびクロス貼替を対象とできませんか。 | 災害救助法における応急修理については、住居確保のための必要最低限の修理を意味しており、洗浄・消毒等は、原則として対象としておりません。またクロスのみの張替は対象としておりません。  しかし、汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁の工事については、応急修理の対象として差し支えありません。床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。 |
| 13 | 断熱材の水を吸って膨張しているものの取替えについて、外壁の断熱材は外壁の一部と扱ってよろしいですか。また、内壁の断熱材については如何ですか。 | ①外壁断熱材→　外壁修理は災害救助費の対象となりますが、断熱材の質、分量等については原則従前復旧としてください。  ②内壁断熱材→　内装は、原則として対象外です。 |
| 14 | 解体工事のみは対象外だが、修理に伴う撤去工事は対象になりますか。 | 修理に伴う撤去工事は応急修理の対象となります。 |
| 15 | 住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。 | 住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。  障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。 |
| 16 | 応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。 | 応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。  また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町の廃棄物処理窓口に相談してください。 |
| 17 | 床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。 | 当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。  ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。 |
| 18 | 床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか。 | 浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。 |
| 19 | 内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。 | 損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。  なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。 |
| 20 | 破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。 | 珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。 |
| 21 | 内壁が破損した場合は対象となるか。 | 内壁（住家内に面する壁、間仕切壁等）が破損した場合については、対象として差支えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合については、対象になりません。 |
| 22 | 従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるのか。 | 新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。上水道事業を所管する担当窓口に相談願います。 |
| 23 | 浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。 | 浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。 |
| 24 | 台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。また、オール電化のＩＨクッキングヒーターは対象となるか。 | 損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。ＩＨクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。ただし、ガスコンロからＩＨクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。 |
| 25 | ガスコンロは対象となるか。 | ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。  ただし、ガスコンロが流し等と一体となったシステムキッチンの場合は応急修理の対象となります。 |
| 26 | 浴槽に汚泥や石が入り、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。 | 修理・交換の対象として差し支えありません。  また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を必要とする場合については、破損箇所を明確にする必要があります。 |
| 27 | 仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。 | 例えば、部屋を６畳間から８畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。  ただし、建具（玄関扉、戸、サッシ）や設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えませんので、必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 |
| 28 | 屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。 | 浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。  ただし、給湯器の交換に当たっては、故障個所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 |
| 29 | 各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。 | 応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。 |